

北口和皇市議の政治倫理違反について調査する 第2回 政治倫理審査会 が開かれました

1月21日、北口和皇議員の政治倫理について市民が審査を求め実施されている政治倫理審査会が開かれました。

今回は、「食肉センター廃止に伴う機能移転に関連する調印式における言動等」についての事実確認が行われました。

この調印式は、本来は必要ない

にもかかわらず、北口議員の提案で開催されたものですが、調印日に関係者への暴言や威圧的な態度を取るなどして、最終的に調印が見送られました。

審査会では、調印式での発言録とともに、録音データ（全80分のうち約3分強）も公開されました。

「仁義ば切ったらどうかいた」～怒鳴り声や机をたたく音

録音データは、調印式の様子を記録したもので、全体で80分あるうちの約3分強が公開されました。そのなかで、北口議員からは「工事は今までできとらんばってん、すんまっせんどま仁義ば切ったらどうかいたて言いよっとたい、私は。何もしとらんくせたい。-----頭ん来っ。」などの罵声を発する様子や、どんどんと机をたたく音も聞こえてきま

した。

委員からは、「聞くに堪えない」などの厳しい意見が出されたほか、本人や関係者の意見も聞きたいとの発言もありました。

北口議員の発言・態度については、熊本市不当要求行為等防止対策会議においても、高圧的であり不当要求に該当すると結論付けられています。

議会の辞職勧告決議や市民からの審査請求を受け止め きっぱり議員を辞職すべき

食肉センター廃止に伴う調印式での言動に関して、議会として北口議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決しました。また、6000名を超える市民からも新たな事例も含め政治倫理審査を求める署名が寄せられています。北口議員はこうした声を受けとめ、速やかに辞職すべきです。

次回の政治倫理審査会 2月12日午後2時～

次回の政治倫理審査会は、2月12日（金）午後2時から、場所は、熊本市駐輪場ビル8階です。「東区画図地区の農業水路の工事が中断された件」の事実確認などが審査される予定です。

また、今後は、「高齢者向け住宅の建築確認への関与」などについて審査が行われ、政治倫理違反の判断やそれに伴う勧告などの結論が出されることとなります。

【控室から】

「県政」と「市政」のかかわり

上野 みえこ

3月の県知事選挙が近づいています。「あかるい熊本をつくる県民の会」主催の寺内大介弁護士を励ます集いが開かれました。「県政」の行方は、熊本市民、熊本市政にとって、そのかわりには重要です。

強い拡充要望のある「子ども医療費無料化制度」は、県下自治体の対象年齢・補助の状況に大きな差があります。対象年齢を「小学3年生」まで、病院の窓口で500円の自己負担を求める熊本市の制度は、周辺自治体の中で最低レベルです。自治体間の格差をなくし、対象年齢を引き上げには、全国最低レベルの県の助成拡充は重要な課題です。かけがえのない阿蘇の自然を壊し、多額の税金投入となる立野ダム建設は、環境破壊のムダな公共事業以外の何物でもありません。その中止における知事の判断は極めて重要です。その他、戦争法廃止やTPP参加中止をきっぱり国に求めることが課題か。

住民の関心が高い問題で、県のトップの判断は極めて重要です。県知事選挙は、国言いなり、暮らして破壊県政の転換を実現する絶好のチャンスです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 983

2016年2月7日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

事務処理ミスへの適切な対応と、適正な保護行政の確立を！

多数の事務処理ミス、「福祉事務所」の責任は重大

昨年 11 月に、生活保護の過大支給が 17 件・約 2,300 万円あったことが判明したのを受けて、12 月に生活保護の給付について総点検が行われました。(全市 12,699 世帯)

今年 1 月 29 日に公表された調査結果では、過大支給(払い過ぎ)が 124 件・11,906,218 円、および過少支給(払うべきものを払っていない)が 52 件・10,781,158 円あったことがわかりました。

「原因」への「適切な対応」が必要です

「過大支給」「過少支給」の他にも、支給金額には影響がなかったものの、「口座登録漏れ」・「誤った振込み」・「関係通知を誤って発送」・「氏名の誤った入力」・「決定通知の未発送」・「決裁を経ずに扶助費を支給」など、多岐にわたるミスが判明しました。

初歩的なミスが多いことは、ケースワーカー・査察指導員の人員不足から丁寧なケースワーク業務ができないことや、研修の必要性が浮き彫りになりました。

【ミスの内容】

(過大支給について)

- ・障がい者加算を誤って支給
- ・住宅費の代理納付に際し、住宅費を二重に支給
- ・年金収入の認定漏れ

(過少支給について)

- ・障がい者加算の額を少なく支給
- ・転入・転出などに際し、級地区分を間違えて支給
- ・仕送りの収入認定を間違えて、扶助費を少なく支給

この結果を受けて、市内 5 つの福祉事務所では、

- ① ケースワーカー・査察指導員の充足率を高める体制拡充
- ② チェック体制の強化(実施済)
- ③ 業務改善委員会の設置(設置済)
- ④ 研修体制の充実(実施計画中)
- ⑤ 電算システムのレベルアップ(エラーチェック機能を付加)

などの、対応策をすすめていく方向です。

他都市と比べてもケースワーカー・査察指導員が不足、低い充足率

【ケースワーカー・査察指導員充足率】

(都市名)	(ケースワーカー)	(査察指導員)
札幌市	95.7	101
仙台市	80.7	82.6
さいたま市	93	107.4
千葉市	84.5	89.3
横浜市	87	75.8
川崎市	99	109.3
相模原市	100	94.1
新潟市	97.3	100
静岡市	86	100
浜松市	91.5	110
名古屋市	73.3	64.7
京都市	95.2	94.9
大阪市	61.9	84.8
堺市	72.8	76.5
神戸市	79.6	79
岡山市	82.1	83.3
広島市	91.5	97.1
福岡市	82.7	72.4
北九州市	100	97
熊本市	80.3	81.8

*充足率：%

熊本市のケースワーカー充足率は低い方から 5 番目、査察指導員は低い方から 6 番目です。

熊本市は、ケースワーカー・査察指導員ともに、充足率が低く、慢性的な人員不足の状態です。

ケースワーカーの適性な担当数は、「80 ケース」ですが、熊本市は平均でも 100 ケースを担当しています。担当世帯数が多いために、世帯の状況を適切に把握し、丁寧なケースワーク業務を行っていくことが困難になっています。今回のようなミスをなくしていくためにも、充足率 100% を早期に実施すべきです。

また熊本市は、嘱託のケースワーカーも配置しています。経験を積むことのできない嘱託ケースワーカー配置は止めて、専門性の向上こそ図っていくべきです。

「過少支給」は、過去に遡り全額支給を

「過大支給」は 5 年間さかのぼって返還を求める方向ですが、「過少支給」分は「2 カ月」しかさかのぼって支給しない方向です。市のミスによって、払うべきものを払っていない訳ですから、過去にさかのぼり「全額」追加で支給すべきです。